

# 第 1 章 計画改定の考え方

## 1-1 練馬区の環境基本計画

練馬区では、平成 5（1993）年度に、平成 12 年度を目標年度とする最初の「練馬区環境基本計画」を策定しました。この基本計画に基づいて、従来の公害対策行政から、環境行政への拡大や区民参加など、新たな考え方に基づく施策を推進してきました。

さらに、21 世紀の初頭期における区の環境施策の基本的方向を築き、区民・事業者・区の役割を明確にするために、平成 12(2000)年度に「練馬区環境基本計画 2001-2010」を策定しました。

この第 2 次となる環境基本計画は、「環境基本条例」の制定、区民・事業者による「区民環境行動方針」の策定などにより環境保全の枠組づくりを進める一方、区民・事業者との協働をさらに推進するとともに、区の環境保全施策の具体的イメージを明らかにして区民に分かりやすいものとする、環境マネジメントシステムの導入により施策の着実な推進を図るなど、より高い実行性をめざす役割をもった計画です。

## 1-2 環境基本計画 2001-2010 の改定の必要性・目的

環境基本計画 2001-2010 は、以後、環境基本条例の制定、環境都市練馬区宣言の実施、区民環境行動方針の策定など、一定の成果を挙げてきましたが、区の環境施策を取り巻く状況は、近年、さらに大きく変化しました。特に、以下のような状況の変化に対応するため、現行の環境基本計画を見直す必要が生じています。そのため、区は、環境基本計画 2001-2010 の改定を行うこととしました。

地球温暖化対策や自動車排出ガス規制などにおいて、社会状況の変化、国や東京都の施策に新たな展開がみられます。「京都議定書」の発効により、わが国の温室効果ガス排出削減の履行が求められ、国民、産業界、地方自治体を挙げて対策を進める必要が生じました。

さらに、京都議定書以降のさらなる温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを開始する時期になっています。

環境の保全を進めるために、区民・事業者の自主的な環境行動を広げ、深めることがより重要な意味を持つようになり、そのための区の施策を明確にする必要が生じています。

区の最も基本となる計画であり、区政運営の指針となる「練馬区新長期計画」が策定され、環境保全に係る施策体系が大幅に見直されました。

「練馬区環境基本条例」が制定、施行され、区の環境保全の基本理念が明確になるとともに、環境基本計画の策定が義務化されました。また、「環境都市練馬区宣言」により、区の環境保全に対する姿勢が内外に明らかにされました。これらに沿った施策運営が求められています。

### 1-3 環境基本計画 2001-2010 の改定の考え方

#### (1) 改定の方向性

計画改定にあたっては、以下の方向で検討しました。

##### 計画改定の方向性

「練馬区環境基本条例」、「環境都市練馬区宣言」、「練馬区新長期計画」にうたわれた環境の保全のための基本理念を実現していくため、具体的な目標、区の環境施策のあり方・進め方などを示し、区全体として計画的、体系的に環境施策を推進する基盤とします。

計画の実効性を高めるために、行政評価や国際規格 ISO14001 環境マネジメントシステム等の目標管理型ツールを活用するとともに、環境施策の進捗管理を行うための仕組みをさらに強化します。そのため、環境の状況や施策の進捗を分かりやすく示す『環境指標』を導入し、その評価を通じて計画の実施状況の評価と施策の推進を図ります。

「練馬区環境基本計画 2001-2010」に引き続き、より具体的な事業イメージを示すことにより、計画の着実な推進を図ります。

環境の現状や社会経済状況を調査分析して、これらに対応する的確な施策を検討するとともに、アンケート調査、「(仮称)練馬区環境基本条例に関する区民懇談会」の提言やパブリックコメントによる区民意見、「練馬区環境審議会」による検討などを通じ、区民・事業者の意識意向を踏まえた施策を進めます。

#### (2) 計画の前提となる視点

環境基本計画 2001-2010 と同様、つぎの4つの視点を前提として施策を推進します。

##### 「環境基本計画 2001-2010」の前提となる4つの視点

住民・事業者・区(行政)の役割と協働  
環境意識・行動を広げる仕組みづくり(=システム化)  
区の率先実行  
評価と見直し(=マネジメント)

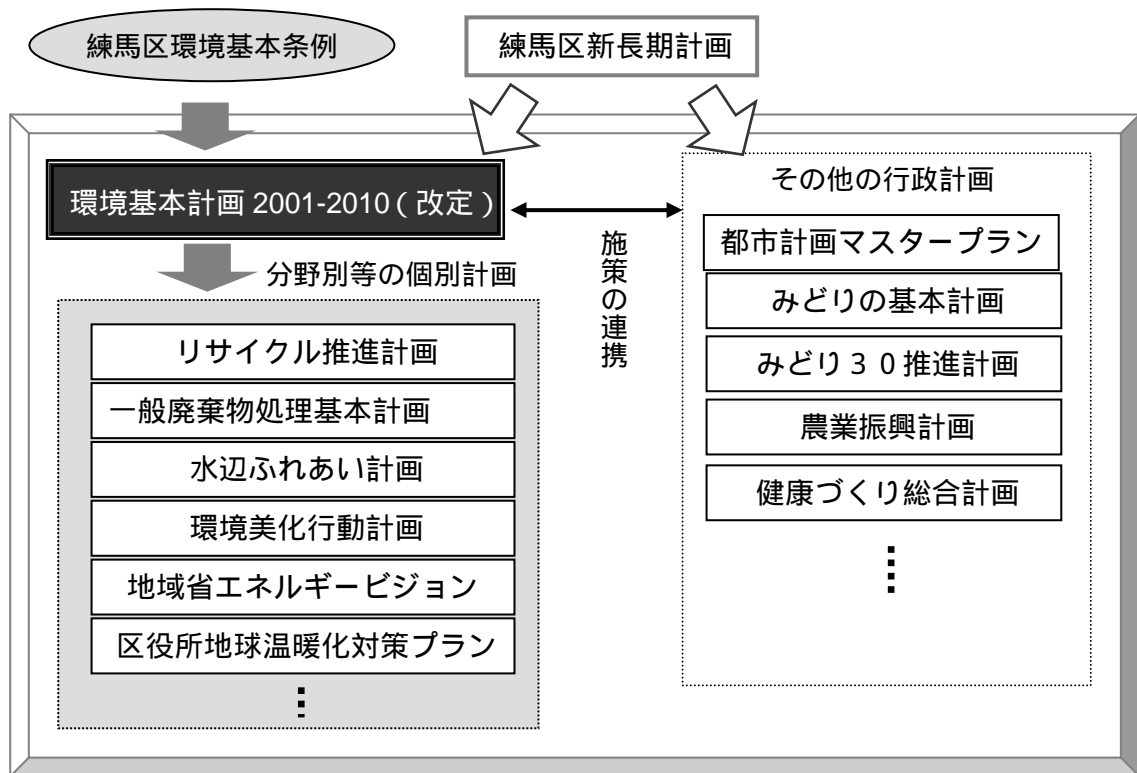
#### (3) 計画の性格・他の計画との関係

この計画は、練馬区環境基本条例第9条に規定される、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画」にあたり、環境の保全に関する目標、環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法を定めるものです。

また、練馬区新長期計画の下位計画として、新長期計画の環境施策に関する内容をより具体的に示す計画でもあります。

さらに、環境に関連する分野別等の個別計画を総括し、関連施策を体系的に進めるための方向付けや、新たな方向性を示す役割も担います。

環境基本計画と関連計画等との関係は、つぎのとおりです。



～練馬区環境基本条例とは？～

練馬区環境基本条例は、区民、事業者および区が一体となって、地域の環境、地球環境などを守るために必要な基本的な枠組みとなるものです。

この条例には、環境の保全にかかわる基本理念、区民・事業者・区の責務、環境の保全にかかわる基本的事項(区の施策のあり方、環境基本計画、環境審議会など)を定めています。



この条例は、次のような経過を経て制定・施行されました。

公募区民委員を含む(仮称)練馬区環境基本条例に関する区民懇談会(会長:向山巖 武蔵大学名誉教授)が13回にわたる検討を重ね、区長に「(仮称)練馬区環境基本条例に関する提言」を提出しました。

提言をもとに、区が「(仮称)練馬区環境基本条例の基本的な考え方」を作成して公表し、区民の意見を伺いました。

以上を踏まえ、区長が「練馬区環境基本条例案」を作成して、練馬区議会に提案し、議会において審議のうえ、平成18年6月28日に議決されました。

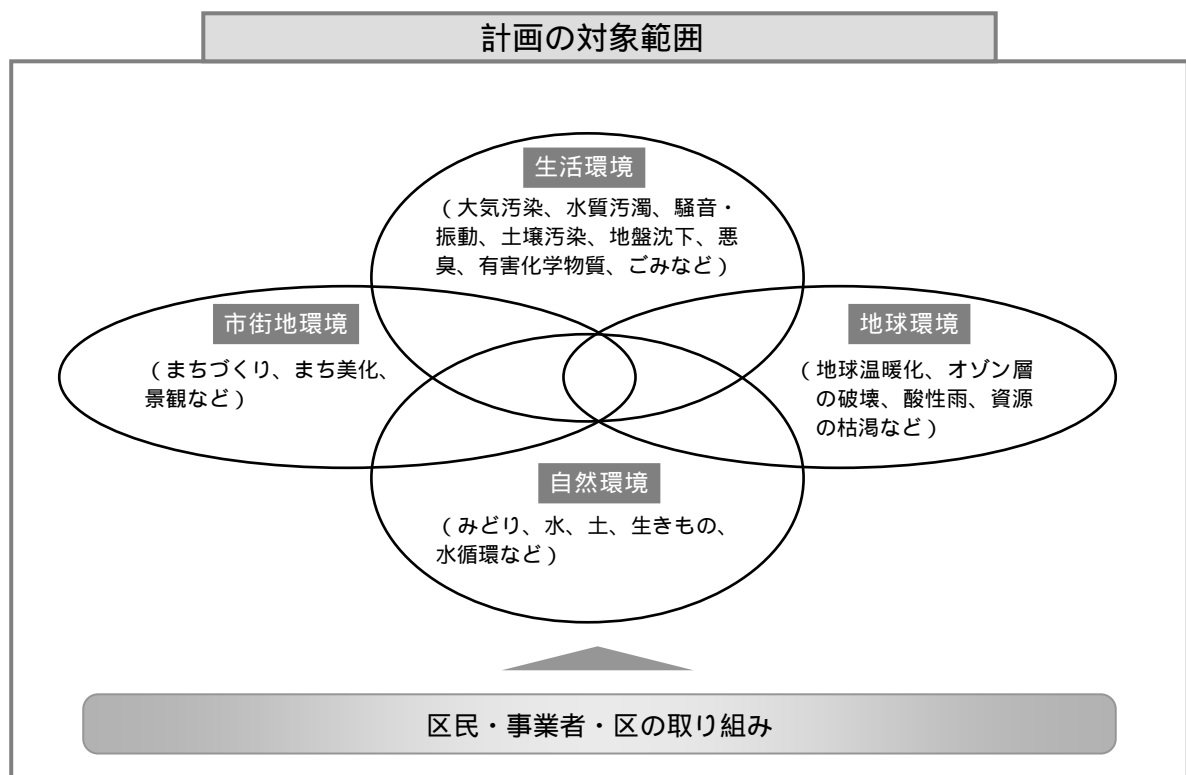
平成18年8月1日、環境都市練馬区宣言と合わせて施行されました。

#### (4)計画の対象範囲

この計画は、練馬区内の人為的な活動によって生じる様々な負荷が、区内の生活環境、自然環境、市街地環境に与える影響および地球全体などの広域的な環境に与える影響を広く対象とします。他の地域の人為的な活動によって生じる負荷が、区内の環境に与える影響も対象とします。

また、これらの影響を除去、軽減したり、よりよい環境を創造する区民・事業者・区の取り組みを対象とします。

これらを分野として整理すると、つぎのようになります。



#### (5)計画期間

平成 22 年度までとします。

現行の環境基本計画 2001-2010 の計画期間は平成 22 年度までです。今回の改定は、同計画の方向を大きく変化させるものではなく、練馬区新長期計画の計画年度も同じく平成 22 年度までであることを考え、平成 22 年度までという現行の計画期間は変更しません。